

武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 公募型プロポーザルの趣旨

本実施要領は、武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援業務（以下「本業務」という）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

本業務を受託しようとする事業者は、本要領に基づき必要な手続きを行うものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援業務

(2) 業務内容

武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援業務委託公募仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 契約上限金額

12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格等

プロポーザル参加資格は、次の条件を全て満たすこととする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- ② 武雄市及び嬉野市暴力団排除条例第2条第1号から同条第4号までに規定するものでないこと（佐賀県暴力団排除条例第2条第2号から同条第4号までに該当するものでないこと。）
- ③ 会社更生法（平成14年法律154号）による再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けたものを除く。
- ④ 契約締結時点において、武雄市内もしくは嬉野市内に事業所（支店等）を構えていること。
- ⑤ 履行期間において、職業安定法第30条第1項の許可及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を有すること。
- ⑥ 法人市民税等を滞納していないこと。
- ⑦ 委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあること。

4 参加資格の審査

(1) 本提案競技へ参加を表明しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

参加表明書【様式1】

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格に満たないものは、提案競技に参加することができない。

5 提案の手続き等

(1) 事業者選定までのスケジュール

内容	期間等
実施要領等の交付	令和3年6月30日(水)から 7月12日(月)午後5時まで
質問書の受付	令和3年7月7日(水)午後5時(必着)まで
質問書への回答	令和3年7月9日(金)まで
参加表明書の受付	令和3年7月12日(月)午後5時(必着)まで
参加資格確認結果通知	令和3年7月14日(水)まで
企画提案書等の受付	令和3年7月16日(金)午後5時(必着)まで
選定委員会開催日	令和3年7月21日(水)
選定結果の通知・契約	令和3年7月下旬

① 実施要領等の交付

交付期間 : 令和3年6月30日(水)から7月12日(月)午後5時まで

交付場所 : 武雄市地域雇用創造協議会 Facebook ページ、武雄市ホームページ、嬉野市ホームページ及び嬉野市商工会ホームページよりダウンロード可

② 質問書の受付、回答

質問受付期間 : 令和3年6月30日(水)～7月7日(水)午後5時まで

提出書類 : 質問書【様式2】

提出方法 : FAX 又は Eメールで提出すること。ただし、提出後は事務局に対し電話で着信の確認を行うこと。

回答最終日 : 令和3年7月9日(金)

質問回答方法 : 質問者に対して回答を通知する。また、参加資格確認結果の通知に合わせ、すべての質疑回答を参加表明者全員に通知する。

③ 参加表明書の受付

提出期限 : 令和3年7月12日(月)午後5時まで

提出書類 : 以下の書類を提出すること。

ア 参加表明書、誓約書【様式1-1、様式1-2】

イ 事業所概要【任意様式、企業パンフレット等でも可】

ウ 商業・法人に係る履歴事項全部証明の写し

エ 法人市民税等の滞納の無い証明書(提案者の所在地の証明書)の写し

オ 職業安定法第30条第1項の許可及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を有することを証する資料の写し

提出場所 : 武雄市地域雇用創造協議会(事務局:武雄市営業部商工観光課)

提出方法 : 持参もしくは郵送(7月9日(金)消印有効)

※郵送の場合は電話により受領したことを必ず確認すること。

提出部数 : 1部

④ 参加資格確認結果の通知

令和3年7月14日(水)までに参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。

⑤ 提案書等の受付

提出期限 : 令和3年7月16日(金)午後5時まで

提出書類 : 以下の書類を提出すること。

ア 提案書【様式3-1、3-2】

イ 提案資料(任意様式)

ウ 見積書(任意様式)

※提出資料において、(別紙)「武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援業務公募型プロポーザルに係る評価採点表」の評価項目に沿って提案すること。なお、資料に評価項目に関する提案がない場合は、該当項目の点数は最低点となる。

提出場所 : 武雄市地域雇用創造協議会(事務局:武雄市営業部商工観光課)

提出方法 : 持参もしくは郵送(7月15日(水)消印有効)

※郵送の場合は電話により受領したことを必ず確認すること。

提出部数 : 正本1部、副本6部

⑥ 選定委員会開催日(プレゼンテーション開催日)

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。ただし、新型コロナウイルス感染拡大状況等により選定委員会を開催することが困難な場合は、審査方法やスケジュールについて別途通知する。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、事業提案を20分以内、質疑応答15分以内でプレゼンテーションを実施する。スクリーン及びプロジェクターは協議会が用意する。
- イ 提案追加資料の配布等は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

(2) 実施日時及び場所

実施日は、令和3年7月21日（水）とし、場所及び時刻等については、別途通知する。

⑦ 優先交渉権者等の決定

選定委員会（委員6名）において審査し、最低基準点（合計360点）に達したものの中から優先交渉権及び交渉権者を1者ずつ選定する。

⑧ 選定結果の通知

審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知する。

⑨ 契約の締結

選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断された場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、交渉権者）と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

6 選定委員会

- (1) 選定を行う委員会は「武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援業務受託者選定委員会」とする。
- (2) 審査方法等
選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市地域雇用創造協議会 Facebook ページで公表する。
- (3) 評価基準
 - ・ 業務体制の構築
 - ・ 業務の着眼点及び実施方針
 - ・ 個別業務の妥当性及び実現性

7 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (2) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの

8 その他留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 全ての提案書は返却しない。但し、提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。
- (3) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (4) 提案者が1者であっても本提案競技は実施し、最低基準点（合計360点）に達した場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (5) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に準じる契約手続きの完了までは、協議会との契約関係を生じるものではない。
- (6) 参加資格確認結果の通知により参加資格要件を満たさなかった旨の通知を受けた参加表明者は、その通知を受けた日から7日以内に書面によりその理由についての説明を求められることができる。
- (7) 選定結果の通知を受けた者のうち受託者に選定されなかった者は、選定されなかった理由について疑義がある場合、その通知を受けた日から7日以内に書面によりその理由についての説明を求められることができる。
- (8) 契約締結にあたっては、優先交渉権者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。

8 問い合わせ先

武雄市地域雇用創造協議会（事務局：武雄市営業部商工観光課）

住 所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9237

E-mail syoukougankou@city.takeo.lg.jp